

令和2年（2020年）

第5回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）5月28日 開催

大阪狭山市教育委員会

第5回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年（2020年）5月28日（木）

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
林部 雅司	社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
神楽所 保則	学校給食グループ課長
寺本 芳之	歴史文化グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
上尾 悦男	放課後こども支援グループ課長

書記

荒川 郁代	教育総務グループ参事
御田 青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第18号 | 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 報告第19号 | 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 報告第20号 | 令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第3号 教育委員会関係）について |
| 日程第4 | 報告第21号 | 令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第4号 教育委員会関係）について |
| 日程第5 | 報告第22号 | 令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第6号 教育委員会関係）について |
| 日程第6 | 報告第23号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための市立小・中学校における対応について |
| 日程第7 | 報告第24号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応について |
| 日程第8 | 報告第25号 | 新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園・こども園等における対応について |

閉会

- 各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染症対策を取った上での教育委員会議の開催となります。ご了承ください。

それでは、以下の進行につきまして、竹谷教育長、よろしく申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

ただいまから令和2年第5回教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長の活動報告でございますが、議事日程の次のページでございます。特に行事という行事はコロナウイルスの関係でできておりませんが、様々な会議に出席しております。

会議の名前で新型インフルエンザというのが目立ちますが、これは新型コロナウイルスを扱った会議でございます。特別措置法の適用法令の関係上、このような文章になっておりますが、コロナウイルスの関係の会議に出席をしております。

5月1日の臨時会、それから5月8日の議会臨時会というのがございますが、これについては、新型コロナウイルス対策の緊急の生活支援のうち、市の対策について、特別給付金などを審議したというふうなものでございます。

5月7日の臨時校長会は緊急事態宣言の延長がございましたので、それによる取扱いを校長先生方と協議をして、登校日の設定などを決めていったというところです。

5月22日も臨時校長会をしております。これは、緊急事態宣言の解除を受けまして、学校再

開に向けた方針等を議論したというふうなことでございます。教育長活動につきましては、以上でございます。それでは、早速でございますけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、報告第18号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、報告第18号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、子ども・子育て支援新制度が施行から5年が経過し、去年12月に開催されました国の子ども・子育て会議におきまして、制度の施行状況を勘案し、見直しの方針が示されました。そのうち、家庭的保育事業者等の連携施設制度のあり方についても一部見直しが行われ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、この基準を引用する本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に改正の内容でございますが、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、第7条第4項につきまして、市長が児童福祉法第24条第3項の規定によります保育所等の利用調整を行う際に、家庭的保育事業者等を卒園した児童の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、家庭的保育事業者等が卒園後の受皿となる連携施設、保育所、幼稚園などの連携施設の確保を不要とすること

といたします。

次に、第38条第4号につきましては、居宅訪問型事業者が保育を提供する場合に関する定めにつきまして、母子家庭等におきまして、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合ということで、この規定を明確化するため改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、交付の日からとしております。

以上、誠に簡単な説明ですが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ご意見が内容でございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、報告第18号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第19号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

放課後子ども支援グループ課長（上尾悦男）

それでは、日程第2、報告第19号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

まず、改正の理由でございますが、今回の条

例改正は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を一部改正することに伴い、放課後児童支援員の認定資格研修実施の事務及び権限がこれまでの都道府県知事及び指定都市の長から、中核市の長にも拡充されることから、国基準を勘案して定める本条例につきましても、該当部分におきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、条例改正の概要でございます。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条第3項中、指定都市の次に、もしくは同法第252条の22第1項の中核市を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、報告第19号、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第20号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第3号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、報告第20号、令和2年度（2020年

度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号 教育委員会関係)についてご説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国の施策により子育て世帯に対しまして児童手当の本則給付を受給する世帯に対して、対象児童1人当たり1万円を支給することが決定されたことに伴いまして、その関係経費を去る5月1日の緊急議会に予算計上させていただきましたので、ご報告させていただきます。

補正の内容でございますが、10ページをご覧ください。

まず、歳出としまして、会計年度任用職員報酬に25万円、時間外勤務手当に17万4,000円、消耗品費に9万7,000円、印刷製本費に6万2,000円、コピー用紙代に3万2,000円、通信運搬費に32万2,000円、口座振込手数料に50万7,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付システム改修業務委託料に201万7,000円、子育て世帯への臨時特別給付金に7,560万円などを計上させていただきます。予算の合計は7,906万1,000円となっております。

これらの財源につきましては、上段の歳入に計上しております子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金により、全額国費による支弁となります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

ないようございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第20号、令和2年度(2020年

度)大阪狭山市一般会計補正予算(第3号 教育委員会関係)につきましては、承認されました。

続きまして、日程第4、報告第21号、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号 教育委員会関係)についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長(北野真也)

それでは、報告第21号、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号 教育委員会関係)についてご説明をいたします。

資料につきましては、11ページから13ページまでとなっております。

まず、12ページをご覧ください。

歳入でございますが、分担金及び負担金におきまして、民生費負担金、児童福祉費負担金の保育負担金で535万2,000円の減額でございます。

次に、国庫支出金におきまして、民生費負担金、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金で641万6,000円の増額でございます。

次に、府支出金におきまして、民生費、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費府負担金で260万4,000円の増額。

諸収入の雑入におきまして、こども園給食費等収入で160万5,000円の減額となっております。

以上、増減差引き合計としまして206万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページをご覧ください。

まず、民生費におきまして、児童福祉総務費の民間保育園等対策事業で、民間保育園等運営費補助金として1,269万8,000円の増額、子ども・子育て支援給付事業では、施設型給付費で456万2,000円の増額、地域型保育給付費で13万5,000円の増額でございます。

次に、ひとり親世帯への特別給付金事業費でございますが、需用費におきまして、消耗品費で5万5,000円、印刷製本費で7,000円、コピー用紙代で4,000円の増額、役務費におきまして、通信運搬費が3万7,000円の増額、扶助費といたしまして、ひとり親世帯への特別給付金が1,305万円の増額でございます。

最後に教育費でございますが、幼稚園費の幼稚園運営事業で、幼稚園給食費補助金として146万7,000円の増額、保健体育費の小・中学校給食費無償化事業で、小・中学校給食費補助金として3,880万円の増額でございます。歳出の総合計としては7,081万5,000円の増額補正となっております。

以上が本件補正予算の概要でございますが、これらは新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴うものでございまして、今月8日に開催されました第2回の議会臨時会において上程したものでございます。詳細につきましては、関係所属のほうからご説明をさせていただきます。

それでは、保育・教育グループよろしく願いいたします。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

まず、保育・教育グループの事業といたしましては、保育所、認定こども園、小規模保育事業を利用する0歳児から5歳児までの保育料の減免と3歳児から5歳児の給食費を無償化するものでございます。

各事業に係る予算につきまして、改めてご説明させていただきます。

まず、資料の12ページをお願いいたします。

保育料の減免でございますが、緊急事態宣言に伴います外出の自粛や施設の使用制限の要請等によりまして、休業等の影響等を受けている保護者の経済的負担を軽減するため、教育委員会からの登園の自粛の要請に対しましてご家庭での保育にご協力をいただいた日数に応じ、4

月分の保育料を減免するもので、まず、市が直接徴収しております民間保育園の保育料分といたしまして、歳入の保育負担金を535万2,000円減額いたしました。

次に、資料の13ページをお願いいたします。

民間の認定こども園や小規模保育施設につきましては、保育料を直接、各園で徴収していただいております。各園で減免していただいた金額につきましては、施設型給付費として市から各園に支払うこととなりますので、歳出予算の民生費の児童福祉総務費の子ども・子育て支援給付事業のうち、認定こども園に対する給付費といたしまして、施設型給付費で456万2,000円、小規模保育施設に対する給付費といたしまして、地域型保育給付費で13万5,000円を増額いたしました。

なお、市立こども園につきましては、公立施設ということで、市が直接徴収しておりますが、認定こども園でありますので、民間施設と同様の取扱いで減額相当額を施設型給付費として支出する対応となりますので、先ほどの施設型給付費の456万2,000円の中の69万2,000円が市立こども園の分となっております。

なお、民間施設に係ります保育料減額分につきましては、国2分の1、府4分の1の負担がございまして、資料の12ページの歳入予算の子どものための教育・保育給付費国庫負担金で641万6,000円、子どものための教育・保育給付費府負担金で260万4,000円をそれぞれ増額補正しております。

次に、給食費の無償化に関する予算でございますが、民間保育園、認定こども園、市立幼稚園、市立こども園を利用する3歳児から5歳児のうち、現在、徴収対象となっております子どもに係る給食費のうち、副食費を月額4,500円を限度といたしまして、実際に施設の徴収している額を無償とするものでございます。期間に

つきましては、教育利用の1号認定子どもにつきましては令和2年5月分から7月分まで、2号認定子どもにつきましては令和2年4月から7月までといたしております。

給食費につきましては、施設の実費徴収費用となっておりますので、無償とする期間につきましては、各施設における保護者からの徴収を一旦止めていただき、本来、保護者が負担する副食費を全額市から各施設に補助金として支払う対応といたしておりますので、資料13ページの民間保育園対策事業の民間保育園等運営費補助金を1,269万8,000円増額いたしております。

公立施設につきましては、市立こども園の給食費収入が減収ということになりますので、資料の12ページのこども園給食費等収入が160万5,000円の減額補正といたしております。

なお、市立幼稚園につきましては、現在、週2回弁当給食という形を実施しておりますが、その費用、1食320円を全額市で負担するということで、資料13ページの教育費の幼稚園運営事業の幼稚園給食費補助金といたしまして146万7,000円を計上いたしております。

保育・教育グループに係る予算については以上でございます。

教育総務グループ課長（北野真也）

次に、子育て支援グループ、よろしくお願いいたします。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、子育て支援グループよりひとり親世帯への特別給付金事業に係る予算についてご説明させていただきます。

まず、補正の理由でございますが、本市独自の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策としまして、一定の所得以下のひとり親世帯、児童扶養手当を支給している世帯に、緊急応援策として世帯に対して3万円を支給することについて、その関係経費を去る5月8日の緊急議

会に予算計上させていただきました。

補正の内容でございますが、13ページをご覧ください。

上から2つ目の目、ひとり親世帯への特別給付金事業費のところでございます。歳出としまして、消耗品費に5万5,000円、印刷製本費に7,000円、コピー用紙代に4,000円、通信運搬費に3万7,000円、それとひとり親への特別給付金に1,305万円、合計1,315万3,000円を予算計上するものでございます。

なお、対象は令和2年4月分の児童扶養手当を受けている世帯で、支給させていただく時期は、本年7月の児童扶養手当の支給に合わせて振込させていただく予定としております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく願いいたします。

教育総務グループ課長（北野真也）

最後に、学校給食グループ、よろしくお願いいたします。

学校給食グループ課長（神楽所保則）

学校給食グループでございます。

資料の13ページをご覧ください。

教育費、小・中学校給食費無償化事業の小・中学校給食費補助金3,880万円についてご説明いたします。

新型コロナウイルスに関係し、緊急事態宣言に伴い、外出の自粛や施設の使用制限の要請等により休業の影響を受けている保護者の経済的負担を軽減するため、小学校、中学校、再開後の給食費を2か月間無償にするものでございます。補正予算額は3,380万でございます。対象者といたしましては、市立小学校、中学校に通う児童生徒の保護者となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく願いいたします。

教育総務グループ課長（北野真也）

以上、報告とさせていただきます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいま各グループのほうから関連の事項についての説明がございました。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第21号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第4号 教育委員会関係）については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第22号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第6号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第22号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第6号 教育委員会関係）についてご説明をいたします。

資料につきましては、14ページ及び15ページとなっております。

まず、本案件の補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、文部科学省がGIGAスクール構想の加速を進めることを決定し、当初、令和5年度までとしていた児童生徒1人1台の端末整備スケジュールを今年度に前倒しするとともに、令和元年度の国の補正予算により既に財源措置されております令和元年5月1日時点の小学校5、6年生及び中学校1年生のタブレット整備費に加え、今年度4月に成立しました国の第1次補正予算において、残りの小学校1年生から4年生と中

学校2、3年生の児童生徒数の3分の2に対する部分についても1台当たり定額で4万5,000円を上限として整備費の補助が行われることから、本市といたしましても、この補助制度を活用し、今年度中に補助対象となる全児童生徒の端末整備を行うため、令和2年6月定例月議会におきまして、必要となる所要財源について補正予算案を上程するものでございます。

なお、本日は、本補正予算の報告と併せまして、当初、令和5年度までの整備予定としておりました本市のGIGAスクール構想に基づく端末整備計画を令和2年度中に完了させることについてご承認をいただきたいと存じます。

それでは、15ページをご覧ください。

歳入でございますが、国庫支出金といたしまして、教育費国庫補助金、学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金で1億4,404万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

教育費、小学校費、小学校管理費、コンピュータ設置事業では、端末の初期設定業務として、情報機器等設定業務委託料で2,140万2,000円、導入後の支援ソフトウェア使用料として47万円、タブレット端末の購入費として情報機器等購入費で1億4,589万円の増額でございます。

続きまして、中学校費、中学校管理費、コンピュータ設置事業では、小学校費と同様に情報機器等設定業務委託料で1,012万円、導入後の支援ソフトウェア使用料として20万2,000円、タブレット端末の購入費として情報機器等購入費で7,015万5,000円の増額でございます。小学校費及び中学校費の合計として2億4,823万9,000円の増額補正でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問

等ございませんでしょうか。

山田委員。

教育委員（山田順久）

前倒ししていただくということで、すごくありがたいなと思っているんですけども、整備することによって、例えば新型コロナの対策であるとか、そのあたりどういうふうな活用ができるのか教えてもらえますか。よくマスクミ等で報道されているんですけども、どんな形になるのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

教育総務グループでは、学校の設備関係を担当させていただいておるんですけども、設備面という部分でいきますと、今後のコロナウイルスの第2波、第3波が起こったときでも、機械の調達は可及的速やかに行っていきたいなというふうに思っておりますので、現場としてそのICT機器を使って何らかの学習保障をするという判断が行われたときには、すぐにでも機器の貸出し等も含めまして対応できるように準備を進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

教育委員（山田順久）

ありがとうございます。

教育委員（河合洋次）

いいですか。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育委員（河合洋次）

臨時休校で授業がなく、家で授業を受けられたら、私立の学校とかも結構授業を受けている子もいるみたいなので、せっかく端末もそろっているのであれば、遠隔授業のほうもしっかり進めて、取り組んでいただきたいなと私は思ってい

ますので、よろしくお願ひします。

教育長（竹谷好弘）

ご意見ということで。

教育委員（河合洋次）

はい。意見です。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

今のに合わせて、端末がそろって貸出しができるようになったときに、自宅で使用になれば、自宅のネット環境の問題が出てくると思いますので、そのあたりのところを第2波、第3波が来なければいいですが、来るかもしれないという想定の下に、また、いろいろとご検討いただけたらありがたいなというふうに思います。

教育長（竹谷好弘）

ご意見ということで、終わらせていただきます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第22号、令和2年度（2020年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第6号 教育委員会関係）については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第23号、新型コロナウイルス感染症対策のための市立小・中学校における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第23号、新型コロナウイルス感染症対策のための市立小・中学校における対応についてご説明いたします。

お手元のクリップとじの資料をご覧ください。

この資料に基づきまして、まずは、この間の小中学校における新型コロナウイルス対応についての経緯をご説明いたします。

1枚目の5月7日付の文書をご覧ください。

こちらですが、4月8日から5月6日の緊急事態宣言発令に伴う臨時休業に続きまして、5月7日から5月10日までを大阪府教育委員会からの要請に基づく臨時休業とした後の文書でございまして、政府の緊急事態宣言の延長を踏まえて、5月11日から5月31日までをさらに臨時休業期間とする通知を保護者宛てに発出いたしました。この臨時休業期間は、新型コロナウイルス対策を講じた上で、小中学校とも週1回程度の登校日を実施することといたしました。

2枚目をご覧ください。

こちらは、給食費の無償化について、保護者の皆様にお知らせする文書でございます。これを5月12日付で発出いたしました。これにつきましては、後ほど学校給食グループの神楽所課長より補足がありましたらご説明いただく予定をしております。

3枚目をご覧ください。

こちら5月13日付臨時休業期間中の登校日につきましては、先ほど1枚目で保護者の皆様にお知らせしました登校日の実施予定について、各校ごとに教育委員の皆様にご説明するために発出した文書でございます。また、この臨時休業期間中も、小学校における放課後児童会入会児童等への対応は、引き続き実施しております。

4枚目をご覧ください。

こちらは、5月22日付で発出しておりまして、6月1日以降の学校再開を段階的に進めていくことについて、保護者の皆様にお知らせした通知文でございます。

6月1日から12日の期間をスタートアップ期

間として、毎日、1教室当たりの人数を20人程度とした分散登校によりまして、短縮授業を行ってまいります。児童生徒はグループに分かれて、午前または午後の半日、学校で授業を受ける予定です。

6月15日以降は本格再開期間とし、毎日1学級当たりの人数を40人程度とした授業を行います。また、この15日の週より学校給食を実施してまいります。本格再開の期間では、週ごとに3つの段階を設定しまして、徐々に学校の滞在時間を増やしていく予定をしております。

また、6月1日から12日の期間は、小学校における放課後児童会入会児童の受入れは行わず、放課後児童会を午前8時半から開設して対応いただくことになっております。

続きまして、上のほうに案と打たせていただいております「大阪狭山市立学校 学校再開ガイドライン」についてご説明いたします。

このガイドラインは、6月1日からの学校再開に当たりまして、各校で取り組む感染症防止対策について取りまとめたものでございます。

先日、教育委員の皆様にご覧いただきまして、頂戴した意見も、本日配付している文書には反映させていただいております。

また、5月22日付で文部科学省より発出されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの内容を確認しまして、その内容につきましても反映しております。

本日、教育委員の皆様にご覧いただきまして、その後、児童生徒の保護者の皆様に向けて発出予定をしております。

それでは、このガイドラインの1ページ目の内容についてご説明いたします。

1点目の新型コロナウイルス感染拡大防止については、児童生徒、教職員、環境衛生管理の3つの項目について記載しております。

児童生徒につきましては、登校前の検温と健康観察、マスクの着用、手洗いまたは手指消毒について。教職員につきましては、児童生徒と同様にマスクの着用や手洗い等の新型コロナウイルス対策を行うことについて。環境衛生管理につきましては、十分な換気を行うこと、教室とトイレの清掃と消毒を1日1回以上行うこと、また、気候の状況等によりマスクを外すよう指導する場合があることについて記載しております。

この環境衛生管理につきまして変更予定がございます。

1番上の黒丸のところで、エアコン使用時におきましても1時間に5分から10分程度の換気を行いますと書かせていただいておりますが、昨年、到着しました大阪府教育庁のマニュアルのほうでは、この換気を30分に1回、5分程度行うということの記載がございますので、そちらに基づきまして、この部分を30分に1回、5分程度の換気を実施するという内容に変更予定しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2点目の感染者、濃厚接触者が生じた場合の対応について、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、発熱等の症状がある児童生徒の出席停止措置の2つの項目について記載しております。

ここでは、家庭に対しまして、児童生徒や同居の家族の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合の学校への連絡をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応としまして、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部、または一部の臨時休業を実施すること。児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応する

こと。発熱等の症状がある児童生徒の出席停止措置につきましては、児童生徒に発熱やせきなどの症状が見られるときは登校させず、自宅で休養させることについて記載しております。

また、同じ2ページの下段から3ページにかけて、3点目、学習について、夏季休業期間の短縮、学校における健康診断、体育の授業、水泳の授業、ICT機器を活用した家庭学習の5項目について記載しております。

ここでは、夏季休業期間の短縮について、本年度は、夏季休業を8月8日土曜日から8月23日日曜日とすること。それ以外の期間は、授業日とすること。1学期は、6月1日月曜日から8月7日金曜日までとし、2学期は8月24日月曜日からとすること。また、学校における健康診断は、6月15日月曜の本格再開以降、学校医と調整してできるだけ速やかに実施すること。体育の授業について、体育の授業ではマスクを着用しないこと。水泳の授業について、今年度の水泳授業は中止すること。ICT機器を活用した家庭学習について、学校再開後も、ICT機器を活用した家庭学習を実施していくことについて記載しております。

3ページ下段から4ページにかけての4点目、学校行事につきましては、修学旅行等の校外学習、運動会、体育大会の2つの項目について記載しております。

修学旅行等の校外学習のうち、修学旅行は新型コロナウイルス感染防止対策を最優先としつつ、可能な限り実施する方向であること。修学旅行以外の宿泊を伴う校外学習は、本年度は中止とすること。その他の校外学習につきましては、今後、実施可能な時期や内容について判断していくこと。運動会、体育大会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、昨年度と同様の内容、方法で実施することはできず、今後どのような取組が実施可能か検討し

ていくことについて記載しています。

また、4ページには、5点目の学校給食について、給食の実施、喫食時の感染予防策、給食費の3つの項目について記載しております。

給食の実施につきましては、6月1日から6月12日の期間は、学校給食を実施しないこと。6月15日からパンと汁物の学校給食を実施すること。6月22日から提供する品数を増やして実施すること。夏季休業の短縮に伴い、授業日となる日についても給食を実施する予定であること。また、本年度のバイキング給食は実施しないことについて。また、喫食時の感染予防策について、食事の際に児童生徒と教職員全員が手洗い、または手指消毒を行うこと。手拭き用のハンカチは、他の人と共有しないこと。配食時は、給食当番はもとより、児童生徒等全員が必ずマスクを着用すること。喫食時は全員が前を向いて無言で食べるよう指導することについて。

給食費につきましては、学校再開後の2か月分は無償となりますが、6月の喫食の実施が15日からなるということと、夏季休業期間の短縮に伴い、8月31日までが無償となることについて記載しております。

また、6点目の部活動につきましては、6月15日の本格再開以降、リスクの低い活動から段階的に実施を検討することを記載しております。

また、予定でございますが、この後の7点目としまして、児童生徒と保護者の心のケアについて相談窓口をお示しする文書を追加する予定をしております。

学校教育グループからは以上でございますが、神楽所課長のほうから補足がありましたら、よろしく願いいたします。

学校給食グループ課長（神楽所保則）

クリップ留めの資料の2ページ目をご覧ください。

令和2年5月12日付で、大阪狭山市学校給食

会から市立小中学校の保護者の皆様あてへの文書でございます。

内容につきましては、本日の議事日程でもございます日程第4、報告第21号でございました小中学校の給食費の無償化についてのご案内、その内容も、学校再開後の2か月分、6月、7月分の給食費を無償としますというご案内と、5月分の給食費につきましては徴収いたしましたが、既に振り込んでいただいた分について、返金させていただくという旨の通知を出しております。この文書の中で、5月分で引き落とされた給食費について、6月上旬に返金しますと書いていますが、現在、6月4日返金で事務を進めております。

以上です。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

以上、簡単な説明ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育委員（井上寿美）

質問ではなくて、でも、心配事なので教えていただきたいです。

今さらながらなんですが、これをほかの国の言葉に翻訳してというのは、大阪狭山市ではどれぐらい必要だったのか、必要なかったのかということと、あと漢字がいっぱい並んでいるんですけども、それに振り仮名をつけなければならないような状況はあったのか、なかったのか。あったとしたら、どれぐらい対応されたのかというところを教えていただけたらと思います。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

委員のお問合せにつきましては、日本語のル

ビ打ちでありますとか、他の外国語に変換してのこの間のお知らせというのは、現在、行っておりませんが、今後の対応につきましては、市のほうで個別の外国にルーツのある児童生徒の支援員も配置してございますので、その支援員にまた相談させていただきまして、不利益を被らないような情報提供については、今後進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

必要性のある方は、やっぱりいらっしゃるといふ状況把握をされていて、翻訳等はしていません、これからしますというふうには今は理解させていただいたらいいか、それとも、今後そのような方が出てきたら、また対応していきますというふうには理解していいのか、どちらでしょうか。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

現在、外国にルーツのある児童生徒さんについての支援を行っている状況はございます。この通知の内容について、どれぐらいご理解いただいているかということについては、十分な把握はできておりませんが、そのような可能性も含めて、今後、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

ぜひよろしく願います。というのも、日本語が普通に読みこなせていても、例えばなんです、次から次といろんなものが出てくると、本学の学生たちもどこかで1つぐらいの通知は飛ばしちゃっているようなことがやっぱりあったりして、読むことにすごく慣れている人もいらっしゃったり、やっぱり読むことに慣れていないということがあると、だんだんとたくさん出てくれば、もう見たくないという状況にもならないとは言えないなと思いますので、どうし

ても直接会えないということが起こればおほほど、文書によるものが増えると思うんですけども、私たちと同じように、日頃こういうものを読むのに慣れている人たちばかりではない。いろんな人がいるんだということを想定した上で、分かりやすい情報提供の仕方というのをぜひ今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

それに関してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに。

田川委員、どうぞ。

教育委員（田川宜子）

環境衛生管理についてというところで、エアコンの使用、これから暑くなるので、全体的に使用することがあると思うんですが、2方向の窓を開放して、十分な換気を行って、大阪府の指針を見ても、30分に1度、5分程度の換気を行うということで、換気は多分それで十分だと思うんですが、これは親向けへのガイドラインですよ。職員側というか、施設側のガイドラインを、ここに追記してもいいかなと思うんですが、いかがですか。あと、エアコンのフィルターの掃除って、ふだんはどうなんでしょうか。

多分、コロナウイルスが、上空に舞ったときに、そのフィルターのほこりに付着して、そのまま存在するというのも研究結果が医師会のほうで出ているみたいなんです。毎日とは言わないので、1週間に1度、金曜日の週末、児童生徒が帰った後に、担任の先生がフィルターを必ず洗って、アルコール消毒なり、滅菌、除菌消毒をして、乾かして、月曜日登校するまでに設置ができるという状態というのもつくってほしいなと。文章には一言もフィルターの掃除云々が入っていない。エアコンの設備、空気清浄機などの清掃というのが入っていないので、

一言あったほうが、保護者がもらったときにここまでしてくれているんだなというのがよく分かって、もう一つこのガイドラインが安心できるものになるかなと思いました。

教育総務グループ課長（北野真也）

年1回は、始動前に業者で、保守ではやっているんですけども。

教育委員（田川宜子）

年1回、業者が必ず入って、施設のきまりがありますよね。それ以外に各教室の担任の先生はいつもどうされているのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

まず、施設側で何かコメント、回答できるようなことがあれば、施設のほうでお願いしたいと思います。

教育総務グループ課長（北野真也）

コロナウイルス関係なく、毎年、空調設備の保守点検というのが年1回、業務委託で契約のほうをしておるんですけども、エアコンの稼働時期、ちょうどこれから夏場に向けてのタイミングですけども、全学校のフィルターの清掃というのは、点検保守の中で年1回実施しているというのが今の現状でございます。

教育部理事（酒匂雅夫）

補足で。

教育長（竹谷好弘）

担当、どうぞ。

教育部理事（酒匂雅夫）

今、お示ししたその学校再開ガイドライン、4ページ物なんですけれども、これは保護者の皆様にお伝えするものではあるんですけども、それとは別に、大阪府のほうからマニュアルが発出予定ではあるんです。昨日、案の段階のものが来まして、今日か明日あたりには、この府のマニュアル、学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルという、これはページ数がかなりありまして、詳細なものが書いて

ありまして、これに基づいて各教員は、感染症対策を進めていくこととなります。このガイドラインよりもさらに詳細な内容にはなっていません。

ここにも換気のことについて書いているところがあるんですけども、ただエアコンのことについては、エアコンをしている部屋でも換気は必要であるということが書いているだけで、フィルターの掃除のことまでは書いてはいない状況ではあります。

実際、学校のエアコンを使っているときでも、ふだんからエアコンの掃除にこまめにするというような余裕は今までなかったのが現状ではあります。ただ、必ず週に1回、例えばエアコンの掃除をするというのが本当に必要かどうかというのがまだ分からない状況で、必ずしますというのは言いにくい状況でありまして、とにかくエアコンを使ってでも換気をしますよというところ、それとあと手洗いは徹底しますよというところをやっていききたいなどは今、思っているところではあるんですけども、いかがでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

田川委員、どうぞ。

教育委員（田川宜子）

もし、なるべくできるならば、みんなの安全というか、それが習慣づけられれば、これからこの新型コロナウイルスに特化したことではなくて、インフルエンザであり、何かほかの疾病みたいなときに役に立ちますし、ちょっと学校のほうで心がけてフィルター掃除というのをしていたいただければ。すごいほこりだと思います。ほこりを循環させて吸っていることになるので、清潔を保つという意味でも、一つそれも入れていただけたらなと思います。

教育長（竹谷好弘）

ご意見ありがとうございます。

今のエアコンフィルターの掃除の対応につきましましては、どこまで書けるか、保護者さんの安心というところで検討させていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

教育委員（田川宜子）

はい。

教育長（竹谷好弘）

それでは、ただいまの案件で。

教育部長（山崎正弘）

私から1件です。学校のガイドラインで、給食の話も出ていましたし、以前、3月時点での食材のキャンセル料の取扱いのほうのご確認もあったかと思いますが、その後、何か動き等があれば、学校給食、神楽所課長から説明お願いしたいんですが。

学校給食グループ課長（神楽所保則）

3月の時点で報告させていただきましたキャンセル料ですが、73万6,414円でした。その間、4月の発注の停止のキャンセル等々がございまして、今現在、キャンセル料の総額が398万495円となっております。内訳としましては、牛乳に関する3月、4月分のキャンセル料金が146万4,915円、パン、米飯、ご飯ですね。その分に関するキャンセル料が163万4,586円、副食材、おかずの部分につきましては、7万2,580円が追加されまして、トータルで80万8,994円となっております。

この学校臨時休業に伴います損失額につきましては、国の学校臨時休業対策費補助金という補助金の申請のほうをさせていただいております。補助のスキームといたしましては、国庫負担、国が4分の3、市町村負担が4分の1となっております。市町村負担の4分の1のうち80%が特別交付税で戻ってくる予定になっております。

以上のことから、市町村が実質に負担する割

合といたしましては5%で、今の金額からしますと、最終的には19万5,424円が実質の持ち出し金額となる予定でございます。

以上です。

教育部長（山崎正弘）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

山田委員。

教育委員（山田順久）

2つ質問なんですけれども、これは学校の再開ガイドラインということで、保護者の方がこれを見て、子どもたちにも指導などされると思います。表現上はこういう表現になるかと思うんですけれども、例えば発熱時や体調が悪い場合にとり表現になっているんですけれども、発達段階によっても違うと思うんですけれども、具体的な問合せ等があったときに、どういうふうな形で答えられるのかなということと、もう一つは、夏季休業中が8月7日から24日ということなんですけれども、短縮することによって、例えば授業時間数がどれくらいカバーできるのかとか、そのあたりのところをちょっとお教え願いたいなと思っています。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

ただいまご質問いただきました発熱やせきなどの症状ということなんですけれども、具体的に何度とかということでしょうか。

教育委員（山田順久）

そういうようなことを心配される保護者がおられるかなと思って、そういうときはどういうふうに保護者に対して説明されるのかなと。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

今回、国や府からの体調不良の状況について

いろいろなものがこの間出てきておりますが、最新のもので、感じておりますのは、体調不良、風邪症状であっても、出席を見合わせる。それにつきましては、もう欠席ではなく、出席停止として取り扱うということで、かなり慎重な措置が来ているように感じております。今ちよつと十分ご説明できないんですが、いつもと違った体調不良、特にいつもの平熱よりも熱が出ていてしんどいと感じるような状況については、相談させていただいて、自宅休養をお願いするような形の対応になってくると考えております。

教育委員（山田順久）

出席停止になる。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

そうです、はい。

それから、夏季休業による授業時間数の確保でございますけれども、今、各校で夏休みを短縮した場合に本来、学習指導要領を全うするために必要な時間数と比較してどのような状況になるかというのは、整理してもらっているところです。

その整理によっては、当初、夏季休業期間に代えての授業日、例えば4時間授業等を計画していたところを、これちよつと5時間に増やさなければいけないとか、そういったことになってくると思いますし、それでも、やはり非常に困難であるというような学校からの意見が出てきた場合には、もしかしたら、冬季休業の短縮でありますとか、さらなる対応を今後、検討していく必要もあるかと考えておりますが、現段階では、状況把握を各校で進めているところでございます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

か。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第23号、新型コロナウイルス感染症対策のための市立小・中学校における対応については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第24号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

社会教育・スポーツ振興グループ課長（林部雅司）

4月1日、社会教育・スポーツ振興グループ課長になりました林部です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第24号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応についてご説明させていただきます。

前回の会議の時点では、5月6日まで、市内の全ての社会教育施設、社会体育施設を休館、休場している状況でしたが、緊急事態宣言が延長されたこともあり、各施設とも5月31日まで一旦休館、休場を延長していたところです。

しかし、先週、大阪府に発出されていた緊急事態宣言が5月21日の時点で解除されたため、市立図書館、市民ふれあいの里については、感染症拡大防止対策を実施した上で、今週5月25日から施設を開館、開場いたしております。

その他の施設につきましても、6月1日から開館、開場する予定をしております。現在、準備を進めているところでございます。

下の表は、4月24日以降の6月1日まで開業予定の間の経過、状況などの概略を記載させていただきます。

もう一枚添付させていただいている参考資料

につきましては、各施設のそれぞれの特性もございまして、開館、開場等の手続等が異なっておりますので、それぞれの詳細を確認できるように資料を添付させていただいております。

また、市民の皆様や利用者の皆様にもホームページ等でこの間の手続、開館、開場等の説明は、随時お知らせしていたところでございます。

併せまして、グループから報告案件が1点あります。

大阪狭山市立プール一般開放事業の中止についてでございます。

例年7月末から8月末まで西プール、東プールを市立プール一般開放事業として市民の皆様に開放しておりましたが、4月末の時点でコロナウイルス感染症の収束が不透明な状況であったことや今回5月末まで学校が臨時休業になっていたことなども踏まえ、プール解放委員会において開催の中止の議案が議決されたので、今年度はプールの一般開放事業を中止にしていることを併せて報告させていただきます。

それとあと、狭山池博物館及び郷土資料館の対応については、寺本課長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

歴史文化グループ課長（寺本芳之）

続けて、歴史文化グループから報告させていただきます。

狭山池博物館、郷土資料館につきましては、大阪府の方針に基づきまして、2月29日から休館をしておりました。このたび、感染拡大防止対策を取って、5月21日から再開をしております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

山田委員。

教育委員（山田順久）

再開された施設の状況というのはいかがですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

社会教育・スポーツ振興グループ課長（林部雅司）

25日から市立図書館とふれあいの里が開館、開場したんですけれども、図書館については、やはり初日、かなりたくさんの方が来られたようです。本の貸出しについても約1,000冊程度、貸出しが出たということで報告を受けております。市民ふれあいの里につきましても、平日スタートになっていますが、親子連れの方を含めて、もう朝からやはり利用再開をしたことで、利用を楽しみにされていた方がたくさんおられたということで、来場されているような状況です。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

担当。

歴史文化グループ課長（寺本芳之）

狭山池博物館につきましては、5月21日から開館をしておりました。例年であれば、平日100名程度は来館いただいているということですが、今回の関係で、21日木曜日は32名の来館です。22日の金曜日は40名、23日の土曜日になりますと102名、24日の日曜日につきましては123名のご来館ということで記録しております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

関連はほかにごございませんね。

何かご意見、ご質問等ほかにごございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第24号、新型コロナウイルス感染症対策のための社会教育施設等における対応については承認されました。

続きまして、日程第8、報告第25号、新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園・こども園等における対応についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、報告第25号、新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園・こども園等における対応につきましてご説明させていただきます。

まず、保育・教育グループから幼稚園、保育園、認定こども園等の対応につきましてご報告させていただき、子育て支援センター、放課後児童会につきましては、後ほど各担当グループからご報告させていただきます。

お手元にお配りしております幼稚園、保育所、認定こども園等の対応について、令和2年5月23日付という資料をご覧ください。

まず、市立幼稚園の対応につきまして、小中学校と同様、5月31日日曜日まで臨時休業といたしておりましたが、令和2年5月25日から保育の再開の準備期間といたしまして、各クラス週2回ずつの登園日を設定いたしまして、午前9時から10時半まで慣らし保育という形で実施をしております。

なお、3歳児クラスにつきましては、親子登園を基本可能とし、預かり保育につきましては、現時点と同様、無償化給付の対象となっております施設等利用給付認定の新2号認定を受けた園児に限定して実施しております。

次に、6月1日から12日までにつきましては分散登園とし、保育時間につきましては、午前9時から11時までの短縮保育といたします。また、1クラスを20人までとするため、東幼稚園の5歳児、東野幼稚園の4歳児につきましては、

クラスを分けまして保育を実施するものとし、預かり保育につきましては、新2号認定を持たない保護者のうち、就労の要件を事由として利用される方については、受入れを可能とする予定でございます。

次に、6月15日以降につきましては、通常保育を再開することとし、クラス人数及び保育時間も通常どおりといたしまして、週2回の弁当、週2回の弁当給食もそれぞれ開始し、預かり保育も通常どおりの受入れを再開する予定でございます。

併せまして、未就園児、2歳児クラスを対象にしております未就園児事業につきましても、7月から開始する予定ということで、現在日程を調整しております。

夏季休業につきましては、2週間短縮することで、8月1日土曜日から8月23日日曜日までとし、1学期を6月1日から7月31日まで、2学期の始業式を8月24日からとする予定としております。

次に、市立こども園につきましては、教育部分の対応につきましては、市立幼稚園と同様5月31日まで臨時休園という措置を講じておりましたが、先ほどご報告させていただきましたとおり、幼稚園3園と同様の対応といたしております。

次に、民間保育所、認定こども園等の対応等についてでございますが、緊急事態宣言の発出に伴いまして、4月8日から登園の自粛を要請し、原則としまして医療従事者や警察、消防、介護、保育従事者等に限定して保育を実施しておりましたが、6月1日から通常どおりの保育を実施することとしております。

なお、5月31日までは、引き続き登園自粛期間とし、5月分の保育料につきましては、先ほど補正予算でご説明させていただきましたとおり、4月分と同様に家庭での保育にご協力いた

だいた日数に応じて減免することといたしております。

なお、この補正予算については、6月議会につきまして追加提案する予定としております。

なお、民間の認定こども園の教育部分につきましても、公立幼稚園、こども園と同様に臨時休園措置を講じていただいておりますが、これも幼稚園と同様、6月1日から通常保育を再開していただくよう、各施設宛てに要請しております。

以上の内容につきまして、幼稚園の保護者向け文書を1枚めくっていただきまして、5月22日付、もう一枚めくっていただきまして、保育所等の保護者向け文書を5月23日にそれぞれホームページ等に掲載いたしまして周知の上、また、各園の連絡網等により、各保護者に周知しているところでございます。

なお、保育所等の対応につきまして6月1日から通常保育といたしますが、6月1日以降もご家庭での保育が可能である場合につきましては、登園のほうを控えていただくような形で各保護者にご協力をお願いすることといたしております、その協力日数に応じて日割り計算により減額措置を講じるということにつきまして、5月27日付で改めてその旨を保護者に周知させていただいたところでございます。

誠に簡単でございますが、保育・教育グループからは以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

担当、どうぞ。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、子育て支援グループよりぼっぼえん及びUPつぶの臨時休館の解除についてご説明させていただきます。

両施設につきましても、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の指定区域から大阪府が解除されたことに伴いまして、5月31日ま

で臨時休館としていたしましたが、6月1日から臨時休館を解除させていただくことになりました。

まず、ぼっぼえんのほうですけれども、6月1日月曜日からということで、土日につきましては、当面の間、休館とさせていただきます。そして、人数制限、利用時間の短縮、一部使用制限という形で、利用時間につきましては、午前、午後の2交代制ということで、10時から12時までを午前、14時から16時までを午後ということで、共に15組までとさせていただきます、1組2時間以内の利用ということでお願いしたいと思います。開館する部屋につきましては、遊びの広場とリラックススペース、それと園庭とさせていただきますと思います。

UPつぶにつきましては、まず、1階の子育て交流広場のほうですけれども、6月1日月曜日からということで、これも午前、午後に分けさせていただきます、9時半から11時半までの午前の部と14時から16時までの午後の部と共に15組まで、1組こちらはおおむね1時間以内の利用ということでお願いしたいと思います。開館する部屋等につきましては、プレイルームとロビー、それと園庭とさせていただきます予定でございます。

2階の世代間交流広場につきましては、これも6月1日月曜日からで、利用時間も基本的には9時半から8時半まで、ただし、座席数を56席から32席に縮小するとともに、土日につきましては、利用時間を3回に分けさせていただきます、9時半から12時までの部分と、13時から16時までの部分と、それと16時半から20時半までの3交代制の予定となっております。

開館する部屋は自習室のみで、ただし、まちライブラリーの本の返却と寄贈につきましては、受付を随時行う予定としております。

そして、一番下段の留意事項としまして、施設の入場前には、検温、体調、マスク装着の確

認を行うとともに、アルコール消毒液で手指の消毒をお願いします。それから、窓の換気を十分にいき、外気を取り入れます。それから、利用者同士が密にならないよう呼びかけを行います。それから、利用したおもちゃは、保護者に消毒用の箱に入れてもらい、手すり、ドアノブ、遊具、おもちゃ、それから、トイレ、玄関、机、ソファ等の消毒を1日3回程度実施いたします。それと、飲食、おやつにつきましては、原則的に、全面的に禁止ということにさせていただく予定となっております。

このように、一定の安全性を確保し、一部使用制限も行いながら再開する予定としております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

担当。

放課後子ども支援グループ課長（上尾悦男）

放課後子ども支援グループから、6月1日以降の児童会の対応についてでございます。

お渡しした資料のほう、5月22日付で保護者の皆様に周知をさせていただいております。

これまで、5月31日まで午前中におきましては、学校開放による学校での見守り活動というところでご対応いただいておりますが、6月1日から分散登校が始まるというところで、そちらのほうを外れてきますので、6月1日から12日金曜日までの平日におきましては前倒し、午前8時半から終日の開設といたします。

なお、6月15日月曜日からの平日は、例年通常どおり、小学校の授業終了後から開設するということで、対応をさせていただきます。

なお、この間、4月、5月、登会率につきましては、大体少ないときで20%台前半から20%台を切るような数字でございました。直近では、大体20%台後半の出席率というところで、現在のところは特に密になるような状態は、あまり

確認はできておりませんが、今後、また児童の登会数も増えてくることも想定されておりますので、支援員、あるいは児童の体調面、また、環境衛生面を最大限に注意を払いながら、運営を行ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上、報告させていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

2点ございます。

1点は、学校再開のガイドラインがあったんですけれども、大阪狭山市立学校だから、これは幼稚園も入っていると考えたらいいんでしょうか。幼稚園再開に当たって、保護者さんに向けて子ども園の1号認定の子どもと幼稚園の子どもたちに対してのその再開ガイドラインがあるのか、ないのかということです。

2点目は、ぽっぽえん及びUPっふの臨時休館の解除についての中で、留意事項でマスク装着とあるんですが、子どもに対してもこれは適用されるのかどうか。きっと保護者の方も迷われると思うんですけれども、そのあたりのところはどのように対応していかれるのかについて教えてください。

以上、2点です。

教育長（竹谷好弘）

担当。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

1点目の幼稚園のガイドラインでございますけれども、ちょっと先ほどの小中学校のガイドラインを参考にさせていただき、幼稚園向けに作成をしたいと考えております。今日はお示ができておりませんが、保護者向けに発出したいと考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

2点目。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

2歳までのお子様につきましては、必ずしも求めていくというのはしんどいかと思うんですけども、一応入り口では確認させていただきまして、ぽっぽえんでは、希望される方には、手作りのマスクも用意しておりますので、やっていただけるのであればやっていただくと。

ただ換気や利用者との距離も十分取りながら、こちらのほうも声かけはさせていただく形にはなるのかなと思いますけれども、必ずしもそれを強制といいますか、つけてくださいと言えるものではないとは認識しております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育委員（井上寿美）

2歳までの方には強制しないということは、一応装着ありにしてもらおうという考えだと理解していいんでしょうか。

すみません、私もどこがその見解を出していたのか今、思い出せないんですが、乳児のマスク装着は危険だから、むしろやめなさいというのも出ていたように思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

今、委員おっしゃいますように、日々、新聞等で伝わってくる情報も新しい情報が入ってまいります。2歳未満のお子様、乳幼児に関して、マスクをしていただくということが、事前の担当者同士の打合せの中ではそういう形でさせていただいておりますが、十分それも検討項目の

一つとなっております。今、委員がおっしゃられましたようなことも十分踏まえて、6月1日からの再開も含めて、十分議論したいなと思います。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

今の話、その時々最新の知見といいますか、そういうようなものに基づきながら対応していくということになるのかなと感じます。

委員、よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すみません、ぽっぽえん及びUPっぷの臨時休館の解除についての検証の中で、ぽっぽえんだったら、午前、午後とも15組までというのは先着順でしょうか。みんなやっとなら行きたいとどどどと、多くの方が来られたときの想定をすると、ここまでは15組だから、あなたからはお昼からねとか、せっかく来たのにと、やっぱりここまで足を運んだのにまた来ないといけないのかと、それは予約制を取るのか、それとも先着順を取るのかというところをちょっと教えていただきたいんですが。

教育長（竹谷好弘）

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

その部分も悩んだんですけども、やはり先着順でお願いしようかということで、例えば、16組目の方につきましては、その15組の中で帰られる方がいらっしゃれば、入っていただけるんですけども、十分な説明をさせていただいた上で、どうしても今、スキーム上は15組以上になると、もう密になるということで。委員おっしゃられたことに対しては、先着順ということになります。

こども政策部長（松本幸代）

補足でよろしいですか。

15組までとさせていただいているんですが、遊戯室と園庭と合わせてということとさせていただきますので、例えば園庭が開いていたら、遊戯室を利用されている方に、こちら開いていますので、そういった促しもさせていただきながら、できるだけ密を避けていくためのやっぱり人数制限というのは必要なのかなというふうに考えているところです。

教育長（竹谷好弘）

遊戯室と園庭を足して。

こども政策部長（松本幸代）

いえ、それぞれに15組。

教育長（竹谷好弘）

それぞれに15組。

こども政策部長（松本幸代）

そうですね。

ただ、例えばぼっぼえんでしたら、お車で来られる方もいらっしゃいますので、駐車場がいっぱいになってしまったら、もうその時点で、申し訳ありませんけれどもとちょっとお帰りいただくことは想定しております。

ぼっぼえんではお車の中で、ドライブスルー的に体温をチェックさせていただいたり、そういうことも考えているところですので、できるだけやっぱりリスクを避けるように、安全面、衛生面には十分注意をしていきたいなというふうには考えています。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すごく、とても細かいことを聞いてしまうんですが、飲食、おやつを含むについては全面的に禁止。水分補給はいけるでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

水分補給につきましては、集団を避けて取っていただくというふうに思っております。

教育長（竹谷好弘）

よろしいですか。

ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第8、報告第25号、新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園・こども園等における対応については承認されました。

ありがとうございました。長時間にわたりまして、本日の議案は以上でございます。会議進行へのご協力ありがとうございました。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員